の少ない県の候補者は，選挙運動や日頃の政治活動を通じてその地の民情を知る機会が多いと思われる。しかし，それは，結局，国政運営で優先順位の高い政策課題の対象集団ないしは母集団（以下「関係集団」という。）の選挙人の投票価値を優位なものとするという考え方であり，次に述べるとおり二重の意味で不合理であるといわざるを得ない。

第１に，全ての国会議員は，一地方や一集団の代弁者ではなく，全国民を代表するものである（憲法43条１項）ところ，上記の考え方は，優先順位の高い政策課題への対応を関係集団の選出に係る議員に大きく依存する，あるいは，その関係集団の選出議員はその集団の利益代表であると考えていることを意味するのであって，そのような考え方に基づいて人口の少ない県の選挙人の投票価値を優位なものとする点において不合理であるといえる。第２に，我が国にとって重要ないし優先順位上位で，しかも少数者ないしは弱者に関わる政策課題は多数あるであろうから，上記の考え方からすると，その重要な政策課題ごとにその関係集団それぞれに所属する国民の意思を十分に反映させる必要があるということで，その関係集団にも議員を１人別枠で配分しなければならないということにもなりかねないであろう。もとより，そのようなことは現実に不可能であり，そうであるとすると，今度は，人口の少ない県に対する過疎関連問題等の対策のみを常に優遇し，その関係集団の選挙人の投票価値を必ず優位なものとするということになり，不公平，不合理である。

そうすると，１人別枠方式については，以上の観点において合理性を認めることができない制度である。衆議院議員選挙における投票価値の平等についての特に厳格な要求を考慮するとなおさらのことであるが，前記の投票価値の差異を設けることになってもやむを得ない場合には当たらないというべきである。しかも，多数意見の述べるとおり，１人別枠方式において，衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下で，国政における安定性，連続性の確保を図るという観点から，一定の限られた時間の中で認められていた合理性も，相当期間が経過したことによって，既に失われるに至ったというべきである。そうすると，本件選挙当時，１人別枠方式は，投票価値に差異を設けるべき特段の合理的理由は認められないから，憲法の投票価値の平等の要求に違反する状態になっていたというべきである。

２　国民主権を基本原理とする憲法においては，政治的意思の形成（国政の決定）を行う国会の構成員たる議員は，代表民主制において，選挙によって選ばれた国民の代表者がなるものである（憲法前文，43条）。しかして，国会における政治的意思の形成（国政の決定）は，基本的に，政策本位，政党本位で，つまり，互いに同一又は近似の政治上の意見を有する者の集合体たる政党や政治団体（以下「政党等」という。）の所属者たる議員により，かつ，その政党等が作成した政策が国会全体の意思となることを目指した論争・審議やその結果としての（窮極的には多数決による）議決を通してなされる。そうであれば，その議員を選出決定するための選挙制度も，これを政策本位，政党本位のものとすることは，必然的なことといえるし，議会制民主主義が本来の機能を発揮することに資し，憲法の理念に合致するものとして合理的なこととともいえる。

しかして，選挙制度の仕組みをどのようなものにするかは国民の選択，具体的には国会の広範な立法裁量に委ねられるところ，現行の衆議院議員選挙制度は，小選挙区制の選挙制度を中心とし，これによって政策本位，政党本位の選挙制度としているといえる。しかるところ，この小選挙区制の選挙制度の下では，一つの選挙区から１人の議員しか当選しない仕組みが採られている。その結果，一定の実績と継続的活動能力を有すると認められる政党の所属者が当選しやすくなり，そうすると，国会での多数派ないし２大政党の形成が容易になり，政権交代の可能性が高くなる一方において，政権交代はこれら多数派政党間で行われ，国政の連続性，安定性の確保が図られ得るといえる。そして，小選挙区制の選挙制度の趣旨・目的についての以上の捉え方よりすれば，それは，国会において一定の実績と継続的活動能力を有すると認められる政党による論争・審議が中心となることが前提とされているといい得るし，また，そのような考え方を重視すると，その一環ないし延長として，飽くまで合理性を是認し得ないほどに候補者間の平等を害しない範囲においてではあるが，一定の実績と継続的な活動能力の存在を示す一定の要件を備えた政党について，その政策や所属候補者についての情報など投票のための判断資料が選挙民に十分に伝わるように，候補者個人とは別に選挙運動を認めるという考え方も生じ得よう。もとより，民主主義社会にとって，多様性は生命線ともいうべきもので，小政党や無所属の者の表現の自由が侵されたり，少数意見が封じられることがあってはならないのは当然であるが，上記の考え方は，議会制民主主義の機能発揮という憲法上の理念に合致する面を有しており，賛否はいずれにしても，一定の合理性が認められる一つの考え方として成り立ち得ると思われるのである。

しかして，この考え方に立った場合，上記のような選挙運動を認める政党等の要件をどのようなものとするか，その程度を具体的にどのようなものとするかについても，合理性を是認し得ないほどに候補者間の平等を害しない範囲内においてではあるが，やはり立法裁量が認められるといえる。結局，問題の核心は，本件の選挙運動上の差異が，裁量の範囲を超えるほどの不平等であるかどうかである。

そこで，以上の見地に立って現行公職選挙法上の本件の選挙運動上の差異につき検討してみるに，同法86条１項は候補者届出政党の要件を，同法141条２項，142条２項，149条１項，150条１項，161条１項等は候補者届出政党の選挙運動をそれぞれ規定するところ，候補者届出政党の候補者とそれ以外の候補者とで選挙運動上の取扱いの差異は小さいとはいえず，候補者届出政党の要件もより緩やかな定め方もあり得るのではないかとの感もないではない。しかし，前記のとおり，一定の要件を備えた政党（候補者届出政党）に候補者個人とは別に選挙運動を認めること自体は許されるとの考えも一つの考え方として成り立ち得ると解する以上，その前提を重く考えるとともに，候補者届出政党以外の政党等の候補者に選挙運動自体は認められており，その者についての投票のための判断資料たる候補者の適性，政見等に関する情報を得ること自体には特に不足があるとは思われないこと，さらに，候補者届出政党以外の政党等は政治活動を何ら制限されるわけではなくこれを行って支持を拡大し，そのことによって一定数の議員を当選させることに特に支障があるわけではないことなどを考慮すると，合理性を是認し得ないほどに候補者間の平等を害するとまでは評価し得ないと思われるのである。前記のとおり，選挙制度の設計についての立法に広範な裁量が認められることを勘案すると，本件の選挙運動上の差異を規定する公職選挙法の規定は，国会の合理的裁量の限界を超えているということはできず，なお違憲ではないというべきである。

裁判官古田佑紀の意見は，次のとおりである。

私は，結論において多数意見に同調するものであるが，本件選挙当時，本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたということはできないと考える点において，多数意見と見解を異にする。以下，その理由を述べる。なお，引用した当審判例は，いずれも，多数意見においても引用されているものであるので，原則として判決年月日のみを記載する。

１　小選挙区による衆議院議員選挙における「１票の較差」の問題についての私の基本的な考えは平成19年６月13日大法廷判決の補足意見において述べているところであるが，改めて以下の点を述べておく。

いうまでもないが，ある選挙区間の「１票の較差」が２倍であるといっても，１人の選挙人がする投票は飽くまで１票であって，２票あるいは半票を投ずるものではなく，選出する議員は１人であるから，「１票の較差」の実質的意味はその選挙区において１人の議員を選出するに当たっての選挙人１人の有する影響力の差である。私は，選挙が１人の投票によって完結する効果が生じるものではなく，数十万人に上る多数の者の投票の集積により特定の代表を選出するものであることからすれば，「１票の較差」の問題は，実質的には，このような１人１人の選挙人の影響力の差ではなく，例えば，基準選挙人数（総選挙人数を小選挙区議員定数で除したもの。以下同じ。）が30万人であるとした場合に，20万人の者が１人の代表を選出できる選挙区と40万人で１人の代表を選出することになる選挙区とがあるという点にあるというべきであって，過剰代表又は過小代表の問題として，基準選挙人数との較差（基準選挙人数に対する選挙人数の割合）が問題であると考える。この点において昭和51年４月14日大法廷判決における岡原裁判官ほか４裁判官の意見に共感を覚えるものである。

２　次に，投票価値の平等と人口減少地域についての議員定数配分の関係に関するこれまでの当審の判断を見ると，当審は，中選挙区制度当時，「社会の急激な変化や，その一つの現れとしての人口の都市集中化の現象などが生じた場合，これをどのように評価し，政治における安定の要請も考慮しながら，これを選挙区割りや議員定数配分にど